

## 第7次鹿沼市総合計画(案)に係るパブリック・コメントとその回答

No.	意見概要	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7次鹿沼市総合計画(案)の構成は、『総論、各論、単年度計画』としています。</li> <li>・しかし、「鹿沼市自治基本条例」、「鹿沼市議会基本条例」、「鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例」等の用言は、『基本構想、基本計画、実施計画』であり、矛盾が生じます。</li> <li>・平成28年度第4回鹿沼市議会定例会(9月)では、総合計画を『総論、各論』とし、条例を改正すると答弁しました。</li> <li>・平成28年度第5回鹿沼市議会定例会(12月)では、条例改正を否定し、『総論(基本構想)、各論(基本計画)』とする旨の答弁をしました。</li> <li>・『総論(基本構想)、各論(基本計画)』とすることについて、鹿沼市総合計画審議会の審議内容と見解について伺います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第7次鹿沼市総合計画(案)の構成については、第3回の鹿沼市総合計画審議会から、市民に分かりやすい表現として、『総論、各論』の構成とすることを説明し、第8回まで審議いただきました。</li> <li>・第8回の鹿沼市総合計画審議会では、平成28年度第5回鹿沼市議会定例会(12月)で答弁した通り、『総論(基本構想)、各論(基本計画)』という資料で説明し、ご了解をいただいています。</li> <li>・第7次鹿沼市総合計画は、これまでの総合計画と計画書の構成は変えないこととしたため、総論部分をそのまま基本構想、各論部分をそのまま基本計画と併記することで、「鹿沼市自治基本条例」、「鹿沼市議会基本条例」、「鹿沼市議会の議決すべき事件を定める条例」等を改正することなく、整合性を図ることとしました。</li> <li>・『総論(基本構想)、各論(基本計画)』とすることについて、鹿沼市総合計画審議会では、議論となることはなく、市民にわかりやすい表現として、ご理解いただいているものと考えています。</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちのキャッチフレーズについて、「いちご いちえ」となっていますが、表紙イチゴのイラストの中には、「いちえ いちご」と書いてあります。</li> <li>・縦書き文は、日本語学上、左から右に読ませますので、イチゴのイラストの文字が間違っているのでしょうか？</li> <li>・イラストの表記が、間違っているのであれば、早期に修正した方が良いと思います。</li> <li>・子どもたちが、これを見て、縦書きに文章を書くとき、左から右へ書くものだと誤って認識してしまいます。</li> <li>・行政は、お手本になるように間違った表現は、避けるべきだと思います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表紙のロゴマークについては、横書きのレイアウトのため、視点の流れも左から右へとなりますので、よりスムーズに判読ができると考え、あえてこのレイアウトとしました。</li> <li>・しかし、ご指摘のとおり、縦書きの基本ルールには合致しないものとなっておりますので、ご意見を参考に、修正や変更を検討いたします。</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来都市像の「花と緑と清流のまち、笑顔あふれる人情味のあるまちの創造」という文言は、「まちづくりの理念」であって、都市像と言うのはおかしいのではないかと思います。</li> <li>・フレーズの文末に「～の創造」と『創造』とまで言葉が入ると、能動的行為であり、目標とか理念を指し示すものになります。将来都市像と言っているのだから、せめて、「～のまち」で終わるものかと思えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年に策定したKAUNUMA 新・まちづくり実行プランでは、「“花と緑と清流のまち”“笑顔あふれる優しいまち”の創造」をまちづくりのイメージとしました。</li> <li>・また、平成24年に策定した第6次鹿沼市総合計画では、「“花と緑と清流のまち”“笑顔あふれる優しいまち”の創造」を基本理念として、まちづくりに取り組んできました。</li> <li>・ご指摘の通り、「創造」まで含めると、将来都市像より、やや理念的な意味合いが強くなりますので、修正を検討します。</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総論13Pのキャッチフレーズ「いちごいちえ」のロゴはPCから打ち出した文字であり、だれでも通常に使え作成できるフォントでありデザイン性がなく、鹿沼市やイチゴ、宣言した「いちご市」を彷彿させる、ワクワク感がありません。</li> <li>・宇都宮では「……だ愉快だ宇都宮」を洗練されたデザインのロゴを使い、楽しさがあります。</li> <li>・大田原市の「大田笑」もそうですが、そのロゴから、なにかその街に行ってみようという気持ちになります。</li> <li>・すでにホームページや広報かめなど、ロゴが使われていますが、第7次総合計画の進行とともに進化させていってはどうでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いちごいちえ」のフォントは、ロゴマークとともに使用しているロゴタイプに修正、変更します。</li> <li>・また、「いちご市」として更なるイメージアップを図る中で、市民の皆様のご意見も参考にロゴのバージョンアップしていくことを検討します。</li> </ul>

No.	意見概要	回答
5	<p>・総論13Pの「職員・市民の意識改革を進め“注目され、選ばれる自治体”へ…」とあるが、「選ばれる」は、誰に対してなのか、明確さが足りない。</p> <p>・本来、市は市民のための自治体行政であり、市民を主人公に考えることが第一優先。</p> <p>・確かに稼げる自治体も、イチゴを先頭に農産物の6次化で人を呼ぶことも大切。</p> <p>・そのためにも市民と共にまちを作り、全国、世界から注目されるのでは。</p> <p>・インバウンド対応などもあるが、アジアからのツアー・IR・オリンピック特需などが対応できる自治体とはチカラに差があり、それらからの鹿沼への波及効果を期待する以上に、まずは市民のための、市民が楽しく安心安全に、そして欲を言えば豊かに住める鹿沼市であって欲しい。</p> <p>・第7次総合計画は、笑顔あふれる人情味のあるまちを目指すことを都市像とし、人を育み、人が生きるそして、まちを創るとしています。</p> <p>・選ばれる自治体になる前段として、市民ファースト(小池都政のバクリとは言いませんが)の鹿沼市ができて、注目され選ばれる自治体だと考えます。</p> <p>・職員・市民の意識改革という表現が、なんとなく上から目線で押しつけ的に感じます。</p> <p>・職員も市民も楽しめる街、鹿沼市なのでは。</p> <p>・例えば、いちご市の市民は、美味しいイチゴを食べていて、他の町の人たちが、うらやましがるとか。</p> <p>・鹿沼産の美味しい立派なイチゴは、実はJAの系統出荷で抑えられ、太田市場から首都圏のデパ地下には並ぶけど、地元で直接販売したりして市民が食べるようなことがあれば、生産者は、JA上都賀いちご部会から除名処分されてしまうという。</p> <p>・鹿沼市はいちご市宣言をしたけど鹿沼市民はいちご市民ではないような、なんとも寂しい実態では、いちごいちえの、いちご市とは言えないのでは。</p> <p>・市の政策的な意見ですみませんが、せっかく宣言した「いちご市」のコンセプトを極めていける、7次計画であって欲しいと思います。</p>	<p>・「選ばれる自治体」は、市外の人が「住んでみたい」と思ってもらうだけでなく、市民の皆様にも「住み続けたい」と思ってもらいたい、という意味も含めて表現しています。</p> <p>・鹿沼市の豊かな自然や歴史ある文化、笑顔と人情味などの地域資源を再認識し、行政と市民が一体となってまちづくりを進めていこうという意思を表していきたいと考えておりますので、押しつけにならないような、表現に修正・変更を検討します。</p> <p>・鹿沼産のいちごが市内にあまり流通していないのご指摘については、地産地消を推進し、「鹿沼に来れば美味しいいちごが食べられる」と言ってもらえるよう、いちごの生産量増加等に取り組むとともに、市内流通量の増加につながるよう方策を検討していきます。</p>
6	<p>・各論16-17P保育サービスの充実では、現状と課題で「特に保育士資格を有しているものの、保育職に就かない人が多い」と述べ、計画目標では、民間活力の導入と、保育士の処遇改善が述べられていますが、具体的取組みには、それがありません。</p> <p>・保育士の確保は待機児童対策の基本であり、喫緊の課題だと思えます。資格を持つ元保育士さんで結婚、出産などで退職されている方が、復活を考えているケースも少なくないと思えます。</p> <p>・そうした方の背中を押す支援制度や、それが公立にかぎらず、民間であっても、また非正規であっても何らかの補助や支援があれば活性化するのは。</p> <p>・保育士の資格を得て大学を卒業し、働いていた若い保育士さんは、後に結婚などを機に鹿沼市を転出した方もいます。</p> <p>・近隣自治体にも、そのような対象者がいると思えます。</p> <p>・鹿沼市への転居転入の支援や、就労の支援があることも、「選ばれる鹿沼市」なのでは。</p> <p>・他の自治体も考えていると思えます。ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。</p>	<p>・保育士については、公立、民間ともに処遇が改善され、ひいては待機児童解消につながるよう、賃金の見直しなどを促進する施策を進めていきます。</p>
7	<p>・各論P18-P19では、データとして3つのグラフは、子どもの貧困と、ひとり親家庭のデータですが、具体的取組みでは、これに対する取組みがありません。小学校、中学校は入学前の2月から3月に準備などで、お金がかかります。</p> <p>・就学支援などの新制度を取り組むのも、新たな鹿沼のあり方では。</p>	<p>・ひとり親に対しては、雇用対策などの就労支援の取組を進めていきます。</p> <p>・就学支援については、準備金の早期支給など、他市の事例等も参考に検討していきます。</p>

No.	意見概要	回答
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論32-33P 課題として「図書館を利用していない人が過半数を越えている」とありますが、具体的取組みには、それに対する市民の利活用対策、活性化対策がありません。</li> <li>具体的には、開館時間の延長で仕事帰りの市民を取り込むことや、休館の日を少なくすること、無料で利用できる無線LANや、PCの設置などと、夕方から夜にかけての図書館イベント(例えば、ミニコンサートや貸し出し用CDで試聴イベントを行い、クラシック・ジャズ・ワールドミュージックの紹介など、講演、学習会など)市民による市民のための図書館づくりのようなことを取り組むことで、鹿沼のまち活性化の社会装置的役割を担えるのでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在策定している「第3次鹿沼市子どもの読書活動推進計画」に沿って、幼少期から青年期まで、より読書に親しむ習慣を身に付ける施策を推進し、市民の図書館利用率を上げる取組を進めていきます。</li> <li>子どもを連れ親も利用しやすいよう、「赤ちゃんタイム」を導入し、子育て世代の利用率を高める取組も始めたところです。</li> <li>本に親しんでもらうため、読んだ本の記録ができる「読書通帳」を作成し、本との出会いを応援します。</li> <li>既存の枠組みに囚われず、図書館の新たな在り方、利活用などを検討していきます。</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論34-35P 課題にあげられている老朽化の進んだスポーツ施設の適切な改修、時代に合った整備に対して、計画目標では、鹿沼運動公園をはじめ、計画的にスポーツ施設や器具等の維持管理として、具体的取組では、維持、管理、整備にとどまっています。</li> <li>鹿沼運動公園の競技場トラックは現在土であり、雨天、冬期の霜等で使用できない等、不便さが極まっています。</li> <li>県内の各市町の運動公園は「時代に合った整備として、現在主流である全天候トラック化に次々と整備しており、競技だけでなく、土トラックのような使用後のブラッシュかけなどメンテナンスが不要なため、一般市民も使う事ができ、健康づくりの、1スポーツとして、走るという最も簡単に、一人でも取り組めるスポーツを楽しんでいます。</li> <li>2022年に栃木県で開催予定がある国体でも活躍できる選手を育てるためにも、7次計画では鹿沼運動公園の全天候トラックを具体的計画にしていきたいと思えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿沼運動公園の土トラックは特に冬季など、十分な競技環境を提供できていないと認識しています。</li> <li>箱根駅伝などでも多くの本市出身の陸上選手が活躍しており、今後も本市の未来を担う子どもたちのスポーツ環境のビジョンを考えていく中でも、全天候型トラックへの改修は検討していきます。</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論37Pの具体的取組7、市政70周年期年事業では、大きな予算を使うのではなく、一部の来賓とか役員さんの式典ではなく、多くの市民が楽しめるイベントや式典を開催して市民皆さんで楽しめる計画を立てて欲しいと思えます。</li> <li>10年に一度の大イベントとして市民の心に残る市民祭りなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿沼市制70周年の記念事業は、節目の年を祝うとともに、これからの本市の未来を展望し、鹿沼市を内外にアピールするものや、老若男女問わず市民が楽しめるもの、未来を見据え、記録・記憶に残るものなど、屋台行事やいちご市宣言も有効に活用するとともに多くの皆さんからアイデアをいただきながら、各種事業を実施していきたいと考えています。</li> <li>各事業は、市ホームページや、広報、コミセンだより、SNS、各メディア等で内外に広くアピールし、市民協働で実施することを検討しています。</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論75P 具体的取組 1、JR鹿沼駅東側の整備は、早期開通が市民の願いです。H33の工期短縮による早期開通の具現化を望みます。</li> <li>都計道3・4・207号は駅裏と表現していますが、市役所から見れば駅のウラでも、東部側からは、ウラではありません。駅裏ではない表記をお願いしたいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>JR鹿沼駅東側の整備は、国庫補助事業の導入により財源を確保しながら、早期開通に向けて整備を進めていきます。</li> <li>「鹿沼駅裏通り」は、都市計画道路名として定めていますが、名称変更を検討していきます。</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論69P 具体的取組 2、街区公園の整備では、幸町街区公園の整備となっていますが、より具体的な整備する場所や、工期、防災公園機能の併用、公園敷地規模など明記していただきたいと思えます。</li> <li>第6次総合計画H28実施計画で調査等を進めてきたはずですが、その成果を表記して欲しいと思えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>街区公園の整備は、身近な公園、地域住民の安らぎの場、また、防災機能を有する公園として、その必要性を認識しています。</li> <li>第6次総合計画期間の中では、新鹿沼駅西土地区画整理事業地内の4つの公園整備と、東町及び幸町の街区公園の整備を1事業として捉え、進めてきましたが、幸町街区公園の整備については規模や候補地を検討中のため記載することは難しい状況です。</li> </ul>
13	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論8-9P 4戦略プログラム(5) いちご市鹿沼戦略では品質日本一への挑戦、いちご園の拡充、いちごを満喫できるまちにしていく、ロゴマークの浸透、いちごデザインの検討、市の果実といちごづくしですが、実現には、いちご市となった鹿沼へ行ってみたいくなるPRや、しっかりデザインされたロゴマークと呼び込む市民の気概づくり、市の果実なら、市民がみんな太田市場に並ぶような、いちごを食べ、来客者にすすめられるなど、さらにレベルアップした鹿沼市と市民全体の意識高揚が必要であり、具体化してほしいです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鹿沼産のいちごの地産地消を推進し、「鹿沼に来れば美味しいいちごが食べられる」と言ってもらえるよう、いちごの生産量増加等に取り組むとともに、市内流通量の増加につながるよう方策を検討していきます。</li> <li>更に、「いちご市」としての知名度やイメージアップのため、食に限らず、例えば、いちご市オリジナル婚姻届・出生届の作成やグッズ等新商品の開発促進など、様々な分野でPRし、市全体の意識高揚も含め、各事業推進の中で具体化していきます。</li> </ul>

No.	意見概要	回答
14	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口増加には、市街化調整区域の見直しと、工業専用区域の見直しが必要。</li> <li>土地が宇都宮市より安価な鹿沼市がより安い調整区域の購入できるように都市計画法の見直しです。</li> <li>池の森、藤江周辺はみんな壬生町に行ってしまう。</li> <li>『住宅・工場含む』。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化調整区域の見直しは、市街化区域等を含めた慎重な検討が必要と考えています。</li> <li>工業専用区域の見直しも同様です。</li> </ul>
15	<ul style="list-style-type: none"> <li>5P 総論2(2)ユニークな生活文化 ①市民の文化芸術活動について、お囃子からマーチングバンド、オーケストラまで(全国大会で優勝するまでに成長したさつきドリマーズマーチングバンドや、小学校では県内2校しか残っていない貴重な北小マーチングバンド部など、鹿沼市の特色あるユニークなマーチング文化についても、ぜひ一言ふれていただきたいです。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マーチングバンドも、全国に誇る鹿沼市の音楽文化のひとつであると認識していますので、記述の修正・変更を検討します。</li> </ul>
16	<ul style="list-style-type: none"> <li>いちごの中の縦書きの「いちごいちえ」が、どうしても右から「いちえいちご」と読みたくなくなってしまいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>表紙のロゴマークについては、横書きのレイアウトのため、視点の流れも左から右へとなりますので、よりスムーズに判読ができると考え、あえてこのレイアウトとしました。</li> <li>しかし、ご指摘のとおり、縦書きの基本ルールには合致しないものとなっておりますので、ご意見を参考に、修正や変更を検討します。</li> </ul>
17	<ul style="list-style-type: none"> <li>各論の基本目標1人を育む(1)結婚出産子育て支援、現状と課題の5つ目に「子育て女性等の…」とありますが、「子育て女性等」とすると、女性が際立ってしまいます。</li> <li>むしろ子育て男性の超長時間労働の是正や、育休取得の推進、育児参加の促進もして頂きたいのに、逆行しているように読み取れてしまいます。</li> <li>「子育て世代等の…」に修正しては。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご指摘のとおり、子育てでは男性も女性も協力して進めていくべきものであると認識しておりますので、記述の修正・変更を検討します。</li> </ul>
18	<ul style="list-style-type: none"> <li>15Pの具体的取組No.10子供の遊び場整備で、「雨の日でも乳幼児等が遊べる屋内施設の整備」とありますが、現状と課題に「近隣市町と比較し、子供の遊び場が充実しているイメージが少ない」とありますが、鹿沼市民の皆さんが望んでいるのは「雨の日で、乳幼児で、室内の遊び場」とは限りません。</li> <li>具体的である分現実的な良さもありますが、もう少し言葉に広がりのある可能性の幅を持たせていただきたいです。</li> <li>「雨の日でも乳幼児が遊べる屋内施設や屋外遊具等の整備」に修正しては。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民アンケートや団体との意見交換では、子どもたちが雨の日でも屋内で遊べる、特に大田原市の「トコトコ大田原」の様な屋内施設を望む声が多かったため、本計画期間においてまずは屋内施設の整備を最優先とし記載いたしました。</li> <li>しかし、ご指摘のとおり、市民からの要望は屋内施設だけではないことから、記述の修正・変更を検討します。</li> </ul>
19	<ul style="list-style-type: none"> <li>17P計画目標の2つ目「特に0～2歳児の保育需要が見込まれるため、保育士の処遇改善により人材を確保する等…」とありますが、「保育士の処遇改善」という言葉を入れていただいただけでもありがたいのですが、それに対する「具体的取組」が見当たりません。</li> <li>それは「国の施策としての保育士の処遇改善」を指しているからでしょうか。</li> <li>それとも目標としては「鹿沼市独自の保育士の処遇改善を目指している」ととらえてよいのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保育士の処遇改善は国も進めているところですが、国だけではないと考えておりますので、市も協力、連携し取り組んでいきます。</li> <li>また、鹿沼市独自に、公立、民間ともに処遇改善、ひいては待機児童解消につながるよう、賃金の見直しなどを促進する施策を進めていきます。</li> </ul>
20	<ul style="list-style-type: none"> <li>総論7P「一人当たり年間生産額が高い(県内5位)」は、鹿沼工業団地大規模企業の生産額が影響しているのではないのでしょうか。</li> <li>もしそうなら工業団地を除く数値の表記の記載をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たり年間生産額は工業団地の生産額も含まれています。</li> <li>工業団地も含めて、本市の生産額の高さをアピールする記述としています。</li> </ul>
21	<ul style="list-style-type: none"> <li>総論8P林業・木工業で「素材生産量、木材・家具製品出荷額は県内1位を誇る」は誇りではないのでは。</li> <li>木材の素材とは加工をしない、付加価値を付けない事です。</li> <li>加工を行いブランド化したもので1番を目指すべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市が県内有数の木製品の産地であることは誇りのひとつであると考えています。</li> <li>それに加え、環境に配慮し循環型の森林管理を目指す森林認証をはじめとし、製品等のブランド化を進めるなど、付加価値を高められるよう取り組んでいきます。</li> </ul>

No.	意見概要	回答																																																																																																																														
22	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総論15P②攻めの林業で「林業・製材・加工・流通と川上から川下まで連携した生産基盤」とありますが、鹿沼市は加工分野があまりありません。</li> <li>・高知県、宮崎県等のように加工、付加価値を付けることが必要です。</li> <li>・鹿沼市も製材、加工の企業設立に関与すべきだと思います。</li> <li>・食料品と違い、消費者が直接ブランドを選択することがありますので、食料品以上のブランド力が必需です。</li> <li>・CLTは、ヨーロッパでは5階建て高層住宅建設などが既に行われています。</li> <li>・日本は、林業の起死回生になるものとして林野庁、国交省が力を入れています。</li> <li>・材料は鹿沼にある杉です。</li> <li>・CLTの加工工場を、鹿沼市が出資をしてつくる必要があります。</li> <li>・市庁舎整備にも全体での採用はできないにしても、議会棟などに採用すべきです。</li> <li>・鹿沼産杉の振興に繋がりますし、地域の雇用と、資金循環を実現します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林認証を始めとし、製品等のブランド化を進めるなど、付加価値を高められるよう取り組んでいきます。</li> <li>・企業設立については、林業従事者、民間事業者等の意見も踏まえながら、林業の振興や雇用創出につながる施策を進める中で民間事業者間の連携等による取組を検討します。</li> <li>・CLTの庁舎整備への導入は引き続き検討するとともに、可能な限り鹿沼産材を用いた木質化を進めていきます。</li> </ul>																																																																																																																														
23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15P ③リードする工業では、新たな企業誘致は、ローカルコンテンツ法の精神に立ち、地域への貢献も誘致条件にすべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな企業の誘致では、本市は様々な条件に恵まれているものの、他自治体との競争も激化しており、厳しい条件をつけることは難しい状況ですが、地域への貢献なども企業努力の中でしていただくことを検討します。</li> <li>・なお、現在宇都宮西中核工業団地の誘致については、用地の所有者である栃木県土地開発公社や県、鹿沼市による「栃木県土地開発公社企業誘致検討委員会」を開催し、立地内容、経営状況、地域貢献等を考慮し、進出の可否を決定しており、今後、新産業団地への誘致においても、地域貢献を念頭に置いた誘致活動を進めていきます。</li> </ul>																																																																																																																														
24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17P民間企業とのPPP/PFIは官製ワーキングプアを作るものになります。</li> <li>・民間企業は利益追求が基本にあります。</li> <li>・直営よりコストアップになるのは目に見えています。</li> <li>・特に図書館の指定管理は、図書館業務の目的に合わず、日本図書館協会も反対をしています。</li> <li>・東館の指定管理は、現契約で解消すべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PPP/PFIについては、指定管理に限らず様々な方法があり、研究の余地は十分にあると考えられます。</li> <li>・導入にあたっては十分に検証を行い、市としての指針を検討していきます。</li> <li>・図書館東分館の指定管理については、指定管理以前と比較しても利用者からの苦情や、問題等は発生しておらず、指定管理者による様々な取組による利便性の向上も見られます。</li> <li>・適切な施設管理の在り方は、今後も検討していきます。</li> </ul>																																																																																																																														
25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・18P「①山岳・高原ゾーン」は高崎市のように再生可能エネルギー基本条例をつくり、保護すべきゾーンでの太陽光発電等の開発を市の許可制にすべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー施設の適切な設置は、全国的に問題が発生しており、県立自然公園での案件など、県に要望をしているところです。</li> <li>・条例化も、他市の事例等を参考にしながら進めていきます。</li> </ul>																																																																																																																														
26	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「④産業・流通ゾーン」には「東部高台地区の良好な居住環境を保全しながら」とあります。</li> <li>・西茂呂、栄町は区画整理も行われ、良好な環境ですが、東町、幸町、緑町は道路も狭く、街区公園もほとんどありません。</li> <li>・東部高台地区すべてが良好に取れる表現は訂正すべきです。</li> </ul> <p style="text-align: right;">2016/7/1現在</p> <p style="text-align: center;"><b>鹿沼市東部台地区面積・人口・公園等一覧表</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>町名</th> <th>面積km<sup>2</sup></th> <th>世帯数</th> <th>人口</th> <th>公園名</th> <th>面積m<sup>2</sup></th> <th>一人当面積m<sup>2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>晃望台</td><td>0.09</td><td>353</td><td>933</td><td>晃望台</td><td>5,249</td><td>5.6</td></tr> <tr><td>東町1丁目</td><td>0.19</td><td>407</td><td>1,031</td><td>東町</td><td>1,903</td><td>1.8</td></tr> <tr><td>東町2丁目</td><td>0.13</td><td>226</td><td>560</td><td></td><td></td><td>0.0</td></tr> <tr><td>東町3丁目</td><td>0.22</td><td>547</td><td>1,302</td><td></td><td></td><td>0.0</td></tr> <tr><td>幸町1丁目</td><td>0.24</td><td>546</td><td>1,391</td><td></td><td></td><td>0.0</td></tr> <tr><td>幸町2丁目</td><td>0.23</td><td>612</td><td>1,453</td><td>しあわせ</td><td>971</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>緑町1丁目</td><td>0.23</td><td>589</td><td>1,330</td><td></td><td></td><td>0.0</td></tr> <tr><td>緑町2丁目</td><td>0.18</td><td>396</td><td>869</td><td>緑町児童</td><td>1,053</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>緑町3丁目</td><td>0.23</td><td>490</td><td>1,180</td><td></td><td></td><td>0.0</td></tr> <tr><td>西茂呂1丁目</td><td>0.13</td><td>161</td><td>423</td><td>あじさい</td><td>1,100</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>西茂呂2丁目</td><td>0.14</td><td>179</td><td>442</td><td>ふれあい ひまわり</td><td>10,759 1,612</td><td>28.5</td></tr> <tr><td>西茂呂3丁目</td><td>0.31</td><td>599</td><td>1,616</td><td>西茂呂近隣</td><td>21,000</td><td>13.0</td></tr> <tr><td>西茂呂4丁目</td><td>0.22</td><td>498</td><td>1,439</td><td>たんぼぼ</td><td>1,000</td><td>0.7</td></tr> <tr><td>栄町1丁目</td><td>0.19</td><td>474</td><td>1,207</td><td>なかよし</td><td>1,400</td><td>1.2</td></tr> <tr><td>栄町2丁目</td><td>0.13</td><td>180</td><td>498</td><td>ほのぼの</td><td>1,377</td><td>2.8</td></tr> <tr><td>栄町3丁目</td><td>0.23</td><td>301</td><td>829</td><td>ほほえみ</td><td>2,487</td><td>3.0</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>3.09</td><td>6,558</td><td>16,503</td><td></td><td>49,911</td><td>3.0</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※この資料は意見提出者が独自に作成したものです。</p>	町名	面積km <sup>2</sup>	世帯数	人口	公園名	面積m <sup>2</sup>	一人当面積m <sup>2</sup>	晃望台	0.09	353	933	晃望台	5,249	5.6	東町1丁目	0.19	407	1,031	東町	1,903	1.8	東町2丁目	0.13	226	560			0.0	東町3丁目	0.22	547	1,302			0.0	幸町1丁目	0.24	546	1,391			0.0	幸町2丁目	0.23	612	1,453	しあわせ	971	0.7	緑町1丁目	0.23	589	1,330			0.0	緑町2丁目	0.18	396	869	緑町児童	1,053	1.2	緑町3丁目	0.23	490	1,180			0.0	西茂呂1丁目	0.13	161	423	あじさい	1,100	2.6	西茂呂2丁目	0.14	179	442	ふれあい ひまわり	10,759 1,612	28.5	西茂呂3丁目	0.31	599	1,616	西茂呂近隣	21,000	13.0	西茂呂4丁目	0.22	498	1,439	たんぼぼ	1,000	0.7	栄町1丁目	0.19	474	1,207	なかよし	1,400	1.2	栄町2丁目	0.13	180	498	ほのぼの	1,377	2.8	栄町3丁目	0.23	301	829	ほほえみ	2,487	3.0	合 計	3.09	6,558	16,503		49,911	3.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東部高台地区すべての居住環境が整備されているわけではないことは認識しておりますが、東部台地区は他地区に比べて人口の減少が少ないことも含め、良好な居住環境が多くあるとの意味を込めています。</li> <li>・今後も同地区の街区公園の整備等、居住環境の整備を進めていきます。</li> </ul>
町名	面積km <sup>2</sup>	世帯数	人口	公園名	面積m <sup>2</sup>	一人当面積m <sup>2</sup>																																																																																																																										
晃望台	0.09	353	933	晃望台	5,249	5.6																																																																																																																										
東町1丁目	0.19	407	1,031	東町	1,903	1.8																																																																																																																										
東町2丁目	0.13	226	560			0.0																																																																																																																										
東町3丁目	0.22	547	1,302			0.0																																																																																																																										
幸町1丁目	0.24	546	1,391			0.0																																																																																																																										
幸町2丁目	0.23	612	1,453	しあわせ	971	0.7																																																																																																																										
緑町1丁目	0.23	589	1,330			0.0																																																																																																																										
緑町2丁目	0.18	396	869	緑町児童	1,053	1.2																																																																																																																										
緑町3丁目	0.23	490	1,180			0.0																																																																																																																										
西茂呂1丁目	0.13	161	423	あじさい	1,100	2.6																																																																																																																										
西茂呂2丁目	0.14	179	442	ふれあい ひまわり	10,759 1,612	28.5																																																																																																																										
西茂呂3丁目	0.31	599	1,616	西茂呂近隣	21,000	13.0																																																																																																																										
西茂呂4丁目	0.22	498	1,439	たんぼぼ	1,000	0.7																																																																																																																										
栄町1丁目	0.19	474	1,207	なかよし	1,400	1.2																																																																																																																										
栄町2丁目	0.13	180	498	ほのぼの	1,377	2.8																																																																																																																										
栄町3丁目	0.23	301	829	ほほえみ	2,487	3.0																																																																																																																										
合 計	3.09	6,558	16,503		49,911	3.0																																																																																																																										

No.	意見概要	回答																																																																																																																																																						
27	・19P ①西大芦小の廃校は未だ決定していませんが。	・西大芦小は平成29年度をもって閉校する予定で、児童、地域住民への説明を進めています。																																																																																																																																																						
28	・19P 「④産業・流通ゾーン」では、東部高台地区の住環境整備の項目が必要です。 ・道路、街区(防災)公園の整備です。	・道路、街区(防災)公園の整備は地域課題として認識していますが、産業・流通ゾーンという名称から、産業・流通に関係した課題等を記載しています。 ・道路、街区(防災)公園の整備は各論に記載しています。																																																																																																																																																						
29	・21P (1)結婚・出産・子育て支援で、保育・教育ニーズには公が対応すべきです。 ・営利目的の民間では目的が達成できません。	・民間事業者は、企業や社会福祉法人等、様々であり、営利だけでなく企業理念の達成や社会貢献などの目的も有しております。保育・教育ニーズへの対応についても市単独では限界があり、民間活力も有効に活用しながら目的達成を目指していきます。																																																																																																																																																						
30	・(2)教育の充実で学校図書館には全て正規の司書を配置して、児童生徒の育成に努めるべきです。	・平成27年4月1日、学校図書館法が改正され、司書教諭のほか、専ら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書と位置づけ、学校に置くよう努めることとなりました。 ・各校の支援員の勤務実態、中学校の図書室の開放状況、学校規模や活用状況を踏まえ、今後、支援員のあり方や増員などについて検討していきます。																																																																																																																																																						
31	・22P (2)産業の振興で、住宅リフォーム助成にプラスして店舗リフォーム助成を新たに作り、商業者の支援を行う。 ・(現行のものを大幅に改善する)日光市、高崎市では既に取り組みられ、大きな需要喚起に役立っています。 ・現在の住宅リフォーム助成も全国並みの大幅な拡充が必要です。	・店舗のリフォーム助成として平成27年度より、「個店整備事業」を実施しています。今後も、制度の周知に努めるとともに、制度の見直しを行っていきます。 ・住宅リフォーム助成事業は「住宅関連産業の振興」として進めてきました。 ・県内でリフォーム助成を実施しているのは本市を含め4市1町であり、他自治体の動向を見ながら検討していきます。																																																																																																																																																						
	<table border="1"> <caption>鹿沼市・日光市住宅リフォーム助成比較</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th colspan="3">鹿沼市</th> <th colspan="3">日光市</th> <th colspan="2">金額は単位千円</th> </tr> <tr> <th>西暦</th> <th>和暦</th> <th>件数</th> <th>助成金</th> <th>予算</th> <th>件数</th> <th>助成金</th> <th>予算</th> <th>波及効果金額</th> <th>波及効果倍</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2010</td> <td>平成22年</td> <td>2</td> <td>25</td> <td>0</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2011</td> <td>平成23年</td> <td>413</td> <td>22,499</td> <td>3,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2012</td> <td>平成24年</td> <td>118</td> <td>7,506</td> <td>5,000</td> <td>118</td> <td>9,000</td> <td>10,000</td> <td>266,000</td> <td>29.6</td> </tr> <tr> <td>2013</td> <td>平成25年</td> <td>102</td> <td>8,479</td> <td>5,000</td> <td>115</td> <td>9,900</td> <td>10,000</td> <td>265,000</td> <td>26.8</td> </tr> <tr> <td>2014</td> <td>平成26年</td> <td>90</td> <td>7,279</td> <td>5,000</td> <td>135</td> <td>17,000</td> <td>21,000</td> <td>417,000</td> <td>24.5</td> </tr> <tr> <td>2015</td> <td>平成27年</td> <td>47</td> <td>3,607</td> <td>5,000</td> <td>159</td> <td>20,443</td> <td>22,000</td> <td>532,000</td> <td>26.0</td> </tr> <tr> <td>2016</td> <td>平成28年</td> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td>22,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>772</td> <td>49,395</td> <td>28,000</td> <td>527</td> <td>56,343</td> <td>85,000</td> <td>1,480,000</td> <td>26.3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">1件当たり</td> <td colspan="3">64</td> <td colspan="3">107</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">対象工事</td> <td colspan="3">20万円以上</td> <td colspan="3">10万円以上</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">助成率</td> <td colspan="3">5%</td> <td colspan="3">10%</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">上限</td> <td colspan="3">10万円</td> <td colspan="3">15万円 三世代・75歳以上の同居世帯は20万円</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="10">*参考 鹿沼市災害住宅復旧支援事業補助金 平成27年 57件 5,324</td> </tr> </tbody> </table> <p>※この資料は意見提出者が独自に作成したものです。</p>	年度		鹿沼市			日光市			金額は単位千円		西暦	和暦	件数	助成金	予算	件数	助成金	予算	波及効果金額	波及効果倍	2010	平成22年	2	25	0						2011	平成23年	413	22,499	3,000						2012	平成24年	118	7,506	5,000	118	9,000	10,000	266,000	29.6	2013	平成25年	102	8,479	5,000	115	9,900	10,000	265,000	26.8	2014	平成26年	90	7,279	5,000	135	17,000	21,000	417,000	24.5	2015	平成27年	47	3,607	5,000	159	20,443	22,000	532,000	26.0	2016	平成28年			5,000			22,000			合計		772	49,395	28,000	527	56,343	85,000	1,480,000	26.3	1件当たり		64			107					対象工事		20万円以上			10万円以上					助成率		5%			10%					上限		10万円			15万円 三世代・75歳以上の同居世帯は20万円					*参考 鹿沼市災害住宅復旧支援事業補助金 平成27年 57件 5,324										
年度		鹿沼市			日光市			金額は単位千円																																																																																																																																																
西暦	和暦	件数	助成金	予算	件数	助成金	予算	波及効果金額	波及効果倍																																																																																																																																															
2010	平成22年	2	25	0																																																																																																																																																				
2011	平成23年	413	22,499	3,000																																																																																																																																																				
2012	平成24年	118	7,506	5,000	118	9,000	10,000	266,000	29.6																																																																																																																																															
2013	平成25年	102	8,479	5,000	115	9,900	10,000	265,000	26.8																																																																																																																																															
2014	平成26年	90	7,279	5,000	135	17,000	21,000	417,000	24.5																																																																																																																																															
2015	平成27年	47	3,607	5,000	159	20,443	22,000	532,000	26.0																																																																																																																																															
2016	平成28年			5,000			22,000																																																																																																																																																	
合計		772	49,395	28,000	527	56,343	85,000	1,480,000	26.3																																																																																																																																															
1件当たり		64			107																																																																																																																																																			
対象工事		20万円以上			10万円以上																																																																																																																																																			
助成率		5%			10%																																																																																																																																																			
上限		10万円			15万円 三世代・75歳以上の同居世帯は20万円																																																																																																																																																			
*参考 鹿沼市災害住宅復旧支援事業補助金 平成27年 57件 5,324																																																																																																																																																								
32	・22P (4)林業の振興⇒「本意見の3」で指摘した通りです。	・No.22の回答と同じです。																																																																																																																																																						
33	・23P (1)環境配慮型社会の形成では、再生可能エネルギー基本条例をつくり、地域主体の(市民共同発電所等)再生可能エネルギー活用を行う。	・条例については、No.25の回答と同じです。 ・地域主体の再生可能エネルギーの活用は、板荷コミュニティセンターに太陽光発電施設を設置した事例などのように、地域の拠点となる施設等への活用を検討していきます。																																																																																																																																																						
34	・(2)居住基盤の確立では、東町、幸町、緑町の道路、街区公園(防災公園)の整備を明記する。	・道路の整備については、市道の位置付けや整備の必要性、緊急性等を考慮し検討していきます。 ・幸町街区公園は総合計画では各論に位置づけています。																																																																																																																																																						
35	・(3)水循環の保全では、南摩ダムからの撤退を行う。	・南摩ダム(思川開発事業)は、住民及び市が不利益を被ることのないよう、事業主体である独立行政法人水資源機構及び関係機関等との協議を進めていきます。																																																																																																																																																						
36	・24P 目標達成と成果の検証では、産、官、学、金、労、言とありますが一番大事な市民が抜けています。 ・市民を追加してください。	・成果は総合計画審議会での検証を予定しています。 ・産、官、学、金、労、言と表記していますが、審議委員の大半は市民で構成されています。 ・毎年度の評価結果は、従来の政策評価と同様に、パブリックコメント等で市民の声を反映していきます。																																																																																																																																																						

No.	意見概要	回答
37	・各論21P ③公立学校非常勤講師の配置では、官製ワーキングブアづくりになる非常勤講師の配置はすべきではありません。	・個性化、多様化する子供たちに対して、個に応じた心の通うきめ細かな教育の実現を図るため、公立学校非常勤講師を配置しています。 ・各校において適切な学校運営が進められるよう、教職員の配置を進めていきます。
38	・⑤小中学校の適正配置では、経済効率ではなく、児童・生徒の立場に立った見直しが必要です。 ・一般に小規模の方が優れた教育が出来ます。 ・WHOでは1学校当たり100人以下でなければならないとしています。	・鹿沼の未来を担う児童生徒の教育環境の充実を最優先に鹿沼市小中学校適正配置等基本計画に基づき、小中学校の適正配置を進めていきます。
39	・⑨子どもの読書活動の推進では、各学校に1名の司書配置が子どもの読書活動の推進に必要です。	・各校の支援員の勤務実態、中学校の図書室の開放状況、学校規模や活用状況を踏まえ、今後、支援員のあり方や増員などについて検討していきます。
40	・33P 7～9の指定管理は図書館業務に基本的に合いません。 ・営利目的の指定管理は住民の要望に応えることが出来ません。 ・資料の蓄積など継続性のある業務は期間契約の業者では出来ません。 ・東館の指定管理導入は、今契約で中止すべきです。	・図書館東分館の指定管理については、指定管理以前と比較しても利用者からの苦情や、問題等は発生しておらず、指定管理者による様々な取組による利便性の向上も見られます。適切な施設管理の在り方は、今後も検討していきます。
41	・41P 1～3新工業団地の整備、企業誘致の推進はローカルコンテンツ法の精神に立ち、地域への貢献も誘致条件にすべきです。	・No.23と同じ回答です。
42	・43P 4小規模事業者の活動支援では、悉皆調査による中小企業、小規模企業の実態を把握し、中小企業、小規模企業憲章の精神に立った鹿沼市中小企業、小規模企業振興基本条例を策定し、支援を具体化すべきです。	・中小企業等の振興は、企業訪問やそれに基づいた各種支援等の施策を実施しており、その取組の中で、条例化の必要性も調査・研究していきます。
43	・45P 多様な商業環境の整備では、住宅リフォーム助成にプラスして店舗リフォーム助成を新たに作り、事業者の支援を行う。 ・(現行のものを大幅に改善する)日光市、高崎市では既に取り組み、大きな需要喚起に役立っています。	・No.31と同じ回答です。
44	・22P (4)林業の振興⇒「本意見の3」で指摘した通りです。	・No.22と同じ回答です。
45	・57P 鹿沼市中心部でも商店街の廃業、大手スーパーの撤退等により、買い物難民が発生しています。 ・買い物難民対策を新規に明記お願いします。	・商店街の廃業については、空き店舗等活用新規出店支援事業や、個店整備事業などの支援を行っています。 ・大手スーパーの撤退後、市による「まちの駅 新・鹿沼宿」の整備や、民間事業者による新規の店舗等の整備が進みました。 ・今後も民間事業者による新たな出店計画の動きもありますので、動向を注視しながら、市民の買い物等の利便性向上を検討していきます。
46	・63P 保険給付事業は国保会計は黒字です。 ・県内の14市で一番高い、国保税を黒字分で引き下げるべきです。	・報道で「県内14市で一番高い」とされたのは課税額ではなく調定額で、一定のルールの下で課税された結果、高目の税額に該当する方の割合が多かったということです。 ・課税条件を細かく見ますと、医療分では上位となりますが介護分の均等割では9位、同じく平等割では最下位の14位であり、他市と比較して必ずしも高い課税となっているわけではないことがご理解いただけたと思います。 ・国民健康保険特別会計を運営していく中で、国・県負担金、国民健康保険税などの歳入や保険給付費などの歳出の動向を見極め、その都度適切な判断を行っています。 ・平成30年度には国民健康保険の財政運営主体が県へ移行し、市と共同運営となりますので、それまでは現行税率を維持し、国民健康保険特別会計を安定的に運営していきたいと考えています。
47	・65P 再生可能エネルギー等の活用促進では、オーストリア、フランスの一部の都市で実現している再生可能エネルギー100%をめざし鹿沼市の全エネルギーを再生可能エネルギーで賄う、エネルギー自治の考えを取り入れ、実現を指す。 ・地域のエネルギーは地域の物の考えに立ち、市民共同発電所づくりの支援を行うべきです。 ・市の施設利用の市民主体による発電事業体の公募などです。 ・それらが、環境学習の拠点になります。	・No.33と同じ回答です。

No.	意見概要	回答
48	<ul style="list-style-type: none"> <li>・67P 放射能汚染対策では、市の7割を占める森林部の放射線量の測定、除染が必要です。</li> <li>・日本学術会議の報告では森林からの放射能流出は年間1%です。</li> <li>・汚染された放射能はまだほとんど森林内にあります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空間放射線量は、時間の経過とともに自然減衰するものでありますが、特に公共施設等や汚染土壌については、今後も測定を継続し、適宜公表していきます。</li> </ul>
49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・69P 街区公園の整備では、第6次鹿沼市総合計画にも幸町街区公園の整備が記載されています。</li> <li>・第7次に記載するのなら2017年度中にと明記すべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸町街区公園の整備については規模や候補地の検討中のため明記することは難しい状況です。</li> </ul>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・69P 鹿沼市都市計画マスタープランの改訂では、東部高台地区、東町、幸町、緑町の都市計画マスタープランの改訂をすべきではないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりに関する新たな課題等について、積極的に検討していきます。</li> </ul>
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・69P 雨水対策の推進では、幸町1丁目の雨水床上浸水現場の改善を早急にすべきです。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸町1丁目の浸水課題箇所は、これまで浸透柵を設置するなどの対応をしてきました。</li> <li>・既存の排水管の状況や地形等の現場条件から抜本的な対策は難しい状況です。</li> </ul>
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・71P 経営安定化の推進では、南摩ダムからの撤退の検討をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道は重要なライフラインの1つであり、生活に欠かせないものであります。</li> <li>・水道水の安定供給を将来にわたって持続するためには、適正で健全な経営方針を確立し、経営の安定化を進める必要があります。</li> <li>・思川開発事業については、住民及び市が不利益を被ることのないよう、事業主体である独立行政法人水資源機構及び関係機関等との協議を進めて参ります。</li> </ul>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・75P 市道の整備では、東町、幸町、緑町の狭あい道路の改善を明記をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路の整備については、市道の位置付けや整備の必要性、緊急性等を考慮し検討していきます。</li> </ul>
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・77P 生活交通の確保・利用促進では、運転免許自主返納者には5年間のリーバス・予約バスの無料券交付をお願いします。</li> <li>・費用も算出願います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許を自主返納された65歳以上の方に、発行日から1年間ご利用できるリーバス無料乗車券を差し上げていますが、期間の延長については、今後の市の公共交通のあり方等の中で検討していきます。</li> </ul>
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・79P インバウンド観光の強化も明記願います。</li> <li>・平和都市宣言の鹿沼市も外国人にとって関心のある事です。</li> <li>・平和都市宣言も観光のツールにしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画目標に「外国人来訪者数の増加を図る」と記載しておりますが、いわゆるインバウンドのことを指しておりますので、表記の仕方を検討します。</li> <li>・非核平和都市宣言や平和都市宣言は1,500以上の自治体が行っており、突出した観光のツールとすることは難しいと思われま</li> </ul>
56	<ul style="list-style-type: none"> <li>・81P 水源地活性化の拠点施設等の整備は南摩ダムのことを市民に問いましょ</li> <li>①16億の負担金</li> <li>②大芦川、荒井川からの取水が鹿沼市の水資源に与える影響</li> <li>③水道水がダムの水になれば、浄化施設、排水管などで数十億の新たな負担が発生すること</li> <li>④地下水から、まずい表流水になり、且つ水道料金の値上げに繋がること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水源地活性化の拠点施設等の整備については、水源地域対策特別措置法※に基づく地域整備事業として地域の活性化や地域間交流等を推進するための施設整備の事です。</li> <li>・また南摩ダムへの取水は、大芦川と黒川からです。</li> </ul> <p>※水源地域対策特別措置法:ダム等の建設により、水没するなど環境が著しく変化する地域に関して、生活環境・産業基盤等を整備するとともに、住民に代替地の提供・職業の紹介などを行って生活再建を支援するための法律</p>
57	<ul style="list-style-type: none"> <li>・83P 市庁舎の整備は、2017年の国予算案での「市町村役場機能緊急保全事業」市町村の本庁舎建て替え事業の地方債充当率90%、建て替え事業費の22.5%を交付税措置活用も視野に入れた予算提示が必要ではないでしょうか。</li> <li>・CLT工法の市庁舎への採用は、鹿沼市林業の活性化に大きく寄与します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎整備の予算については、有利な起債や交付金等があれば積極的に活用すべく、国等の動向を注視していきます。</li> <li>・CLTの庁舎整備への導入は引き続き検討するとともに、可能な限り鹿沼産材を用いた木質化を進めていきます。</li> </ul>
58	<ul style="list-style-type: none"> <li>・85P 幅広い市民の声聞きとりでは、車座集会の毎年開催をお願いします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車座集会は名称を「車座談議」とし、各地区の要望に応じ、毎年度開催します。</li> </ul>



No.	意見概要	回答
59	<ul style="list-style-type: none"> <li>・85P 平和行政の推進では、戦争体験を聞く会年6回開催をお願いします。</li> <li>・インバウンド観光に「鹿沼市の平和行政」をPRしましょう。</li> <li>・70年間戦争をしない国、戦争を放棄した憲法九条を実践する鹿沼市と鹿沼市民を外国人にPRしましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鹿沼市遺族会連合会等と連携し、戦争体験者等の話を聞く機会を設けることを検討していきます。</li> <li>・観光のツールとすることはNo.55の回答と同じです。</li> </ul>
60	<ul style="list-style-type: none"> <li>・87P 東部高台、東町、幸町、緑町に防災公園の設置をお願いします。地震、火災時の避難先がない地域です。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幸町街区公園のあり方は、防災機能も含めて、検討を進めていきます。</li> </ul>
61	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標2人が活きる(5)地域福祉の推進③健康増進で、健康寿命延伸、重症化予防、要介護減少のため、子ども・妊産婦・アレルギー等感受性の高い方を受動喫煙のから守る。</li> <li>・(1)タバコは早期死亡、健康寿命短縮、要介護増加等の第一要因であるエビデンスが蓄積しており、あらゆる機会を通して周知・対策徹底を図る必要があります。</li> <li>・タバコに、非燃焼の加熱式タバコ等の新型タバコも含めることが必要。理由はニコチンが含まれるため、呼気からのニコチン拡散で急性心筋梗塞などのリスクがある。</li> <li>・紙巻きタバコと同様に発がん性物質が含まれる。肺・口腔・胃・腎臓等のがんリスクがある(健康警告表示が義務付けられている)。</li> <li>・紙巻きタバコと違い、発生する有害物質が見えにくく、周囲の人々は受動喫煙を避けられず、かえって危険である。</li> <li>・タバコ煙付着物の発散(第三次タバコ煙)による健康影響が近年問題となっている。</li> <li>・(2)受動喫煙の危害防止は、公共性の高い施設で子ども・妊産婦を守ることを最優先に全面禁煙ルールを確立することや、幼稚園、小中学校等の保護者への禁煙促進の必要があります。</li> <li>※公共施設や飲食店・職場等や家庭内での「分煙」では危害は防げない。煙は必ず漏れます。全面禁煙を推奨・推進が必要です。国では法整備が検討されていますが、「例外のない屋内全面禁煙」への支持・サポートをお願いします。</li> <li>※今進められている国の「受動喫煙防止法の制定」を見越して、管轄内公共施設・場所の屋内全面禁煙の自主的実施が望まれ、庁舎内(議会棟、市町村を含め)・出先や関係機関の「敷地内or屋内全面禁煙」の周知徹底・要請をお願いします。</li> <li>・(3)子ども・青少年の喫煙防止とともに、親や妊産婦・家族が喫煙している場合は、禁煙を促す抜本的施策等が必要です。</li> <li>・(4)特定健診やがん検診等の場で、20～30歳代・未成年者への禁煙サポートに重点を置いたやり方が求められています。</li> <li>・禁煙治療の保険適用は、喫煙指数が200以上等の制約があったが、中医協の改定で、2016年4月からは35歳未満の若い世代は適用外になり、この施策の重要性を進めていただきたい。</li> <li>・(5)男女共同参画、特に女性の健康づくりの推進で、禁煙と受動喫煙の危害防止は「生涯を通じた女性の健康づくり」にとって必要です。</li> <li>・(6)歯周病だけでなく、口内炎や舌・食道等のがんも喫煙・受動喫煙と因果関係が多々あり、これらを強調した啓発と対策が必要。喫煙・受動喫煙の危害対策は、中長期的にも、タバコを吸えない社会環境づくりとして男女の喫煙率を低減させていく上で極めて有効で、住民の健康支援となり、健康寿命の延伸に大きく寄与すると考えます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、個別計画である「健康かめま21」に、たばこによる喫煙や受動喫煙による健康被害を予防する施策・市事業に取り組んでいます。</li> <li>・たばこが健康に及ぼす様々な影響等を、国等の客観的データなどに基づき周知・啓発等により市民の健康を守っていきます。</li> <li>・また、国では2020年の東京五輪・パラリンピックに向け、受動喫煙の対策を強化する法整備がされる予定となっています。</li> </ul>